

告示

埼玉県告示第百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ フードスクエア川口前川店

埼玉県川口市南前川一丁目二千六百十番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）カスミ川口南前川店

埼玉県川口市南前川一丁目二千六百十番外

（変更後）カスミ フードスクエア川口前川店

埼玉県川口市南前川一丁目二千六百十番外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計二者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計二者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計二者

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日外

ニ 届出年月日

令和二年二月四日

二 縦覧期間

令和二年三月三日から令和二年七月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月三日から令和二年七月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課